

○国土交通省告示第394号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の全部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第33条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和7年5月23日

国土交通大臣 中野 洋昌

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道3号改築工事（鳥栖久留米道路）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 福岡県久留米市東合川干出町、東合川七丁目、東合川一丁目、東合川五丁目、東合川二丁目及び東合川三丁目地内
- 2 使用の部分 福岡県久留米市東合川干出町、東合川七丁目、東合川一丁目、東合川五丁目及び東合川二丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道3号改築工事（鳥栖久留米道路）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、佐賀県鳥栖市高田町字中の坪地内から福岡県久留米市東合川三丁目地内までの延長4.2kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道3号改築工事（鳥栖久留米道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される一般国道及び市道の従来機能を維持するための付替工事は、それぞれ道路法第3条第2号に掲げる一般国道及び同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条本文の規定に基づき本体事業を行うこととされており、また、関連事業の施行に際し必要な道路管理者の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道3号（以下「本路線」という。）は、福岡県北九州市を起点とし、鹿児島県鹿児島市に至る延長約515kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する佐賀県鳥栖市は、高速自動車国道九州縦貫自動車道と高速自動車国道九州横断自動車道が接続する鳥栖ジャンクションが存することから、九州の主要都市を結ぶ接点として重要な地域である。また、福岡県久留米市は福岡県で福岡市、北九州市に次いで人口が多い都市であり、高速自動車国道九州縦貫自動車道の久留米インターチェンジ、JR久留米駅、平成23年3月に全線開通した九州新幹線の久留米駅、西鉄久留米駅などの広域交通拠点をもつほか、大型商業施設を有しているため、周辺地域からの交通の流入が活発な地域である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通に利用されるとともに、久留米市中心街方面等へ向かう通勤及び通学といった地域住民による地域内交通に利用されていることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

令和3年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、中原鳥栖線～一般国道3号間で24,351台/日、福岡県久留米市小森野7丁目地内で20,879台/日であり、混雑度はそれぞれ2.26、1.96となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成30年度、平成31年度及び令和3年12月に同法等に準じて任意で大気質、騒音、

振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、振動等については環境基準等を満足するとされているほか、自動車の走行に係る騒音については、環境基準を超える値が見られるものの、排水性舗装の敷設等により環境基準を満足することから、起業者は、本件事業の施行にあたり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるカササギ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているバラタナゴ類、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ、カゼトゲタナゴ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ、ミゾコウジュ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は鳥栖市教育委員会、小郡市教育委員会及び久留米市教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級及び第4種第1級の規格に基づく4車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成19年3月23日に都市計画決定され、平成29年1月24日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認めら

れるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、久留米市長を会長とする一般国道3号改良促進期成会より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福岡県久留米市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

福岡県久留米市東合川干出町、東合川七丁目、東合川一丁目、東合川五丁目、東合川二丁目及び東合川三丁目地内